

尼崎市子どものための
権利擁護委員会
活動報告書
【令和4年度実績】

| | |
|----------------------|---|
| 目次 | |
| はじめに | 1 |
| 子どもの権利について | 2 |
| 子どものための 権利擁護委員会とは | 3 |
| 令和4年度受付実績 | 4 |
| 令和4年度相談事例 | 6 |
| みなさんへ伝えたいこと | 8 |

令和5年(2023年)11月
尼崎市子どものための権利擁護委員会

1 はじめに



活動3年目を迎えて

私たちの活動は、3年目を迎えました。私たちの活動の中心は、こどもの意見表明権をはじめとして、こども自身の有する権利が行使されることをサポートするものです。

こどもの権利をめぐる情勢は、以前と比べると、よくなっていると感じています。

この点、今年4月には、こども家庭庁が発足し、こども基本法が施行されました。

こども基本法に規定された6つの理念（同法第3条参照）はいずれも、日本が1994年に批准した、子どもの権利条約に基づくものです。同法に特徴的な点は、こどもの定義に現れています。同法では、こどもとは、「心身の発達の過程にある者」としています（同法第2条）。2022年4月から18歳が成年になったこととの関係では、18歳になって以降も、切れ目なく、こども・若者に対する支援を展開していくことの重要性を明らかにしたと言えます。

また、こども基本法は、こども施策を策定し、実施し、評価する各場面において、こどもの意見が反映されるべきことを定めています（同法第11条）。これは、子どもの権利条約が、こどもに関するあらゆる場面で、こどもの意見や声、気持ちが聴かれ、こども参画が図られなければならないとしていることを踏まえたものです（同条約第12条）。

このように、以前と比べると、こどもが権利行使の主体であることが浸透してきたように感じます。

ただ、他方で、実質的な意味でのこども参画は、十分に実現しているとは言えません。こどもの意見表明権は、おとなとの対話を求める概念であり、対話的關係が実質的に担保されてはじめて、こどもの生きる権利・育つ権利（子どもの権利条約第6条参照）が保障され、こどもの自己実現や社会参画に繋がっていきます。

今、こども参画の実践こそが求められています。

私たちの使命は、相談に来てくれたこども一人ひとりに、その有する権利を実質的に行使できる機会を調整していくことであると考えています。

私たちは、引き続き、こどもたちが安心して自分の気持ちや声を発することができる地域社会の実現を目指して活動して参ります。



尼崎市子どものための権利擁護委員会
委員長 曾我智史

<委員名簿>

| | 氏名 | 職種 | 委嘱期間 |
|------|------|--------|---------------------|
| 委員長 | 曾我智史 | 弁護士 | 令和3年4月1日～令和7年3月31日 |
| 副委員長 | 吉池毅志 | 大学准教授 | 令和4年10月1日～令和7年3月31日 |
| 専門委員 | 幾田喜憲 | 元小学校校長 | 令和3年4月1日～令和7年3月31日 |

2 子どもの権利について

条約全文



■ 児童(子ども)の権利に関する条約

児童(子ども)の権利に関する条約は、子ども(18歳未満)を権利を持つ主体と位置付け、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約です。この条約には4つの原則があり、条約で定められた権利を考えると、常に合わせて考えることが大切です。この条約は、平成元年(1989年)の国連総会で採択され、平成2年(1990年)に発効し、日本は平成6年(1994年)に批准(※確認し、同意すること)しました。

4つの原則

差別のないこと

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障害、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定める全ての権利が保障されます

子どもにとって最もよいこと

子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます

命を守られ成長できること

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます

意見を表明し参加できること

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、大人はその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します

主な権利

生きる権利

住む場所や食べ物があり、医療を受けられるなど、命が守られること

育つ権利

勉強したり遊んだりして、もって生まれた能力を十分に伸ばしながら成長できること

守られる権利

紛争に巻き込まれず、難民になったら保護され、暴力や搾取、有害な労働などから守られること

参加する権利

自由に意見を表したり、団体を作ったりできること

■ 尼崎市子どもの育ち支援条例

児童(子ども)の権利に関する条約の精神にのっとり、次の基本理念のもと、子どもの人権を尊重することを基本とした尼崎市子どもの育ち支援条例を平成21年(2009年)に制定しました。

条例全文



子どもにとっての最善の利益を考える

子どもの主体性をはぐくむ

大人が協力して子どもが健やかに育つ環境をつくる

福祉、保健、教育分野などが連携する

3 子どものための権利擁護委員会とは

■ 設置の背景

体罰事案などの子どもの権利が著しく侵害される重大な事案が発生したことから、令和3年4月に尼崎市子どもの育ち支援条例を改正し、子どもの権利をしっかりと守るための仕組みを作ることとしました。

■ 位置付け



子どものための権利擁護委員会

子どもを取り巻く関係機関

1 位置付け 尼崎市子どもの育ち支援条例第23条に基づき、子どもの人権擁護の事項に関して調査審議を行う独立性と専門性を有する機関

2 委員会の組織

委員

子どもの人権擁護について専門的な知識経験を有する者

専門委員

専門の事項を調査させるため専門的な知識経験を有する者

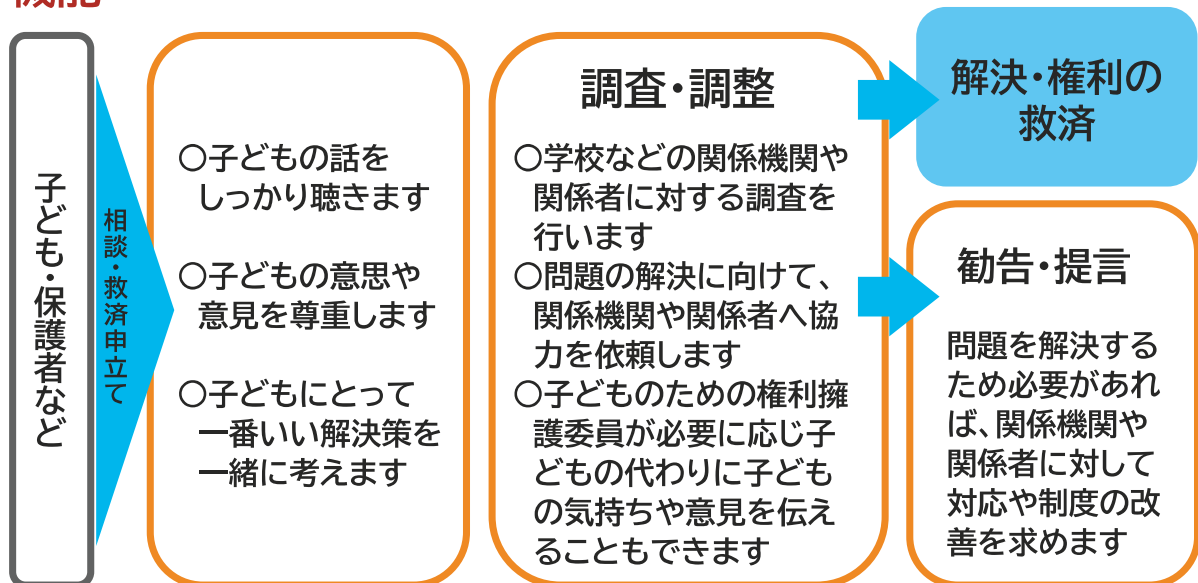
相談員

相談窓口における子どもの人権擁護に係る相談員

3 機能 ① 調査・調整機能 ② 提言機能 ③ 広報・研修機能

4 開設日 令和3年4月1日(※相談受付開始は令和3年7月1日から)

■ 機能



令和3年度の開設から令和4年度末までに勧告1件、提言2件を行いました。校則に関する提言では、今の時代にあった校則のあり方や、子どもの意見を取り入れた改訂プロセスの重要性について提案しました。



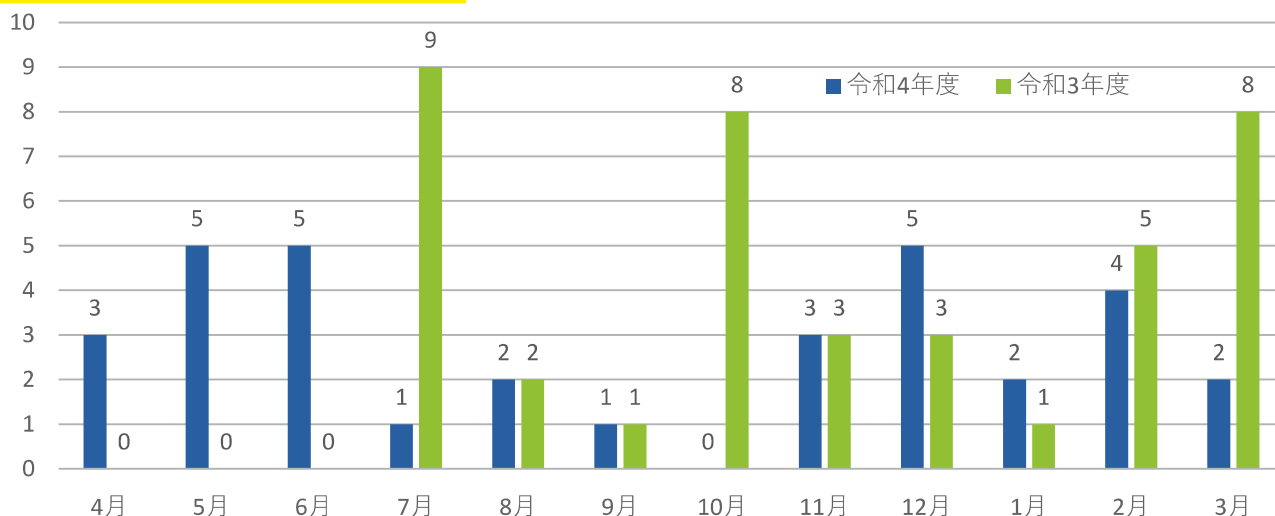
★校則に関する提言

4 令和4年度受付実績

グラフ 1

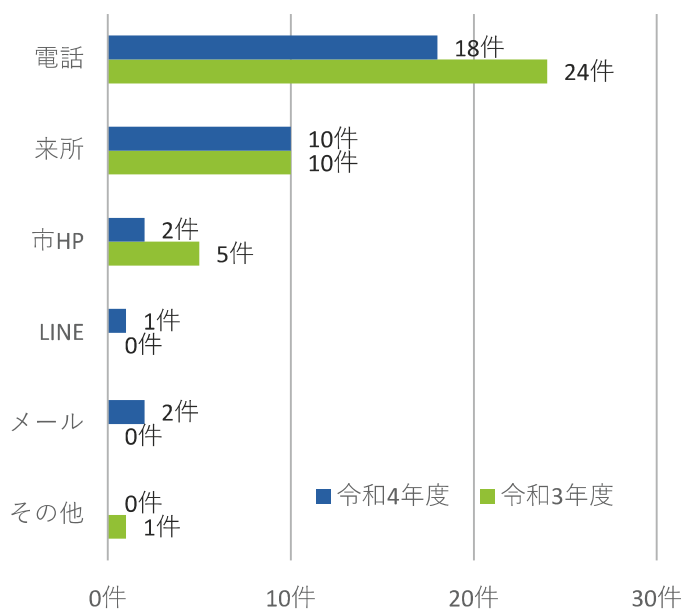
相談件数

(件)



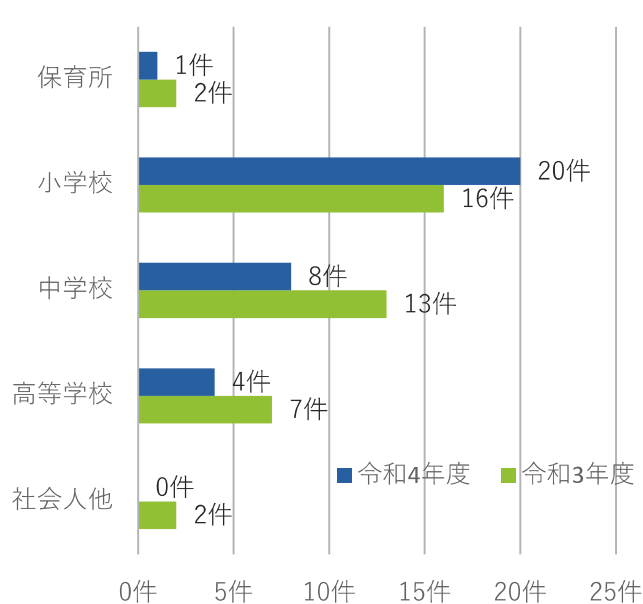
令和4年度の相談受付件数は、合計**33件**でした。(令和3年度40件)
月別にみると、年度初めの4月～6月に比較的多く相談が来ています。

グラフ 2 どんな方法で相談を受けた？



電話での受付が18件(55%)と最も多く、直接来所が10件(30%)、市のHPや専用フォームが2件(6%)、LINEは1件でした。

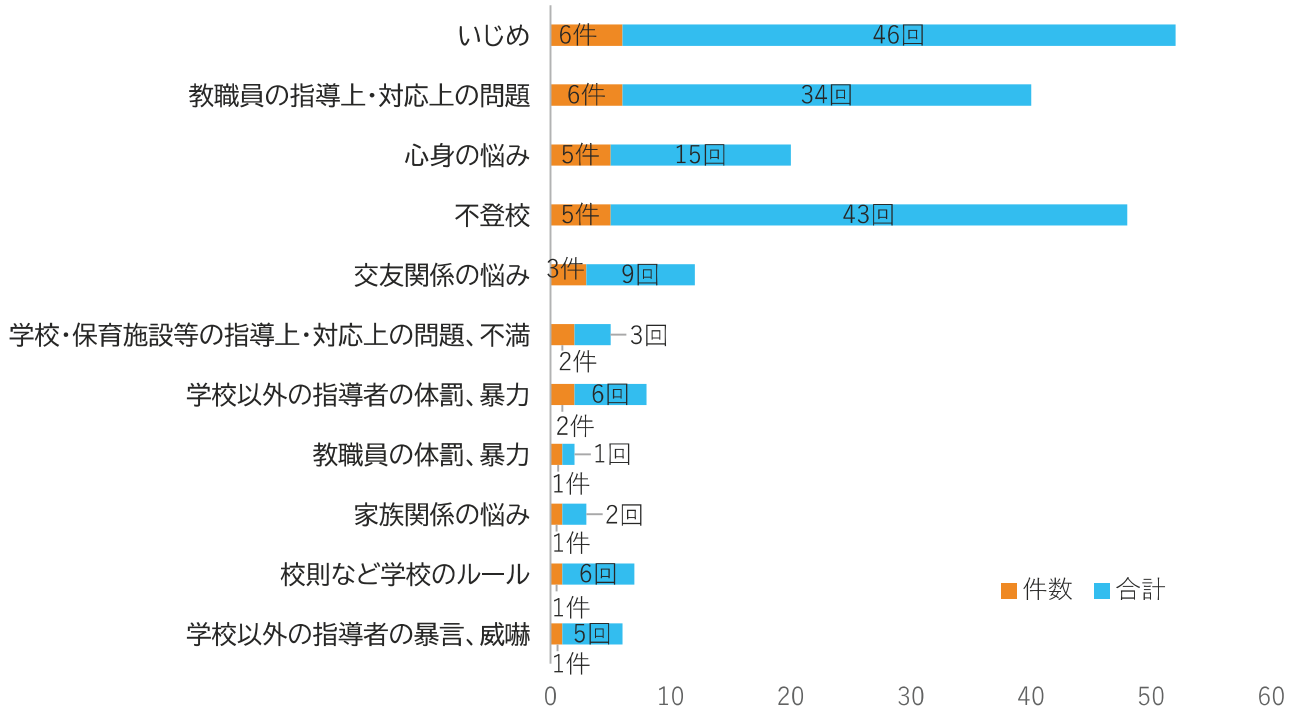
グラフ 3 子どもの年代は？



相談対象の子どもの年代は、**小学生が20件**で昨年度同様に最も多く、中学生が8件、高校生が4件と続きます。

グラフ 4

相談内容別対応回数(令和4年度)

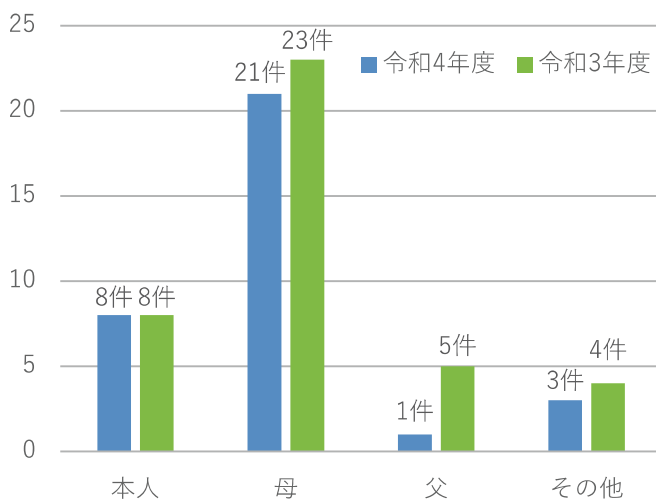


最も件数の多かった内容は、「いじめ」、「教職員の指導上・対応上の問題」で各6件でした。事案ごとの対応回数※も、「いじめ」が1事案につき平均7.6回と多くなっています。昨年度に引き続き、学校生活に直結する内容が多い傾向が見られました。

※対応回数は面談や関係機関へ訪問した回数

グラフ 5

どんな関係の人からの相談が多い？



「母親」からの相談が21件と昨年度同様に最も多く、次に「本人」が8件となります。

※「その他」は祖父母や支援者など

活動報告会の開催

令和4年度 活動報告会

日時 令和4年12月3日(土)
午後1時30分～3時30分
テーマ 「待つこと 聴くこと そして、
ともにゆらぐこと」

参加者数 53名



5 相談事例(令和4年度)

※令和4年度中に、当委員会に寄せられた相談をもとに個人が特定できないよう一部修正を加えています。

事例1

事案内容

SDGsの視点から中学校の校則に疑問を抱いていたAさん。なぜ学校生活に髪型や服装についての細かいルールが必要なのか、納得のいく合理的説明を求めて声を上げました。校則についてのアンケート調査を独自に実施し、行政への意見表明も行いました。しかし、学校との対話は進まず、学校はAさんにとって魅力ある場所ではなくなっていました。

対応

子どものための権利擁護委員会（以下、「当委員会」という。）がAさんと面談をした時、Aさんは学校に行きづらくなっていました。学校を休んで制服を着たまま公園でスマホを触っていたことについて指導を受け、「校則違反をしている生徒が、校則について主張するのはおかしい」と言われ、自分の訴えが、「生徒指導」の名のもとに消されてしまいそうな怖さと不安に傷ついていました。

委員はAさんに、先生の威圧的な指導については、救済の申し立てができることを説明したところ、Aさんは自分自身で申立書を書き、出来事を裏付ける資料を出して来ました。それを受けて、当委員会は当該教諭に威圧的な指導についての改善を求め、Aさんが訴え続けて来た校則の見直しについても、今後の学校の取り組みのスケジュールを明確にしてAさんに示すように勧告を行いました。

結果

当委員会は、校則見直しについての基本的な考え方を示した「提言」をまとめて、教育委員会に渡しました。HPにも掲載して、全市民にも告知しました。また、中学校長会において当委員会の取り組みについて説明を行い、市内中学校で校則見直しを進める学校を訪問して、当委員会としてのサポートを継続して行うことを提案しました。

Aさんは高校に進学して自由な校風の中で学んでいます。尼崎の若者たちは、Aさんの後に続き、様々な社会課題について意見表明をしています。

事例2

事案内容

高校生のBさん。親の再婚によるステップファミリーで、気持ちが噛み合わない家族との関係に、孤立感と苦しさを感じていました。家に居場所がないBさんは、中学生の頃から子ども若者を支援する地域の団体の活動に共感して参加するようになり、家を出てその団体の宿泊施設で寝泊まりし、学校も休みがちになりました。

対応

Bさんは、子ども若者をめぐる社会問題に関心が高く、当委員会の委員に「子どもシェルター」の活動についてインタビューをしたこともありました。また、尼崎市立ユース交流センターでも、自分の意見を発信する積極的な若者でした。

学校から相談を受け、Bさんの家出を知った委員は、Bさんに連絡を取って話を聞き、Bさんが活動する地域団体の居場所を訪問して、スタッフとも話し合いをしました。一方、家族から警察に保護願いが出されていたので、行政関係機関は子どもの保護が必要な要保護児童対策地域協議会の事案として、Bさんの“処遇”を検討していましたが、当委員会は、その動きを保留してもらい、Bさんと家族との調整に入ることにしました。

委員は、家族から自立して生きていきたいというBさんの願いを受け止め、そのために必要なことは何か、自分自身の学生時代の体験を語りながら、学費のことなど現実的な方策をBさんと検討しました。Bさんは自立のための準備期間として、委員が同席の下、家族と細かな生活ルールを決めて合意し、家に戻ることを選びました。

結果

家に戻ってからも、Bさん、家族、当委員会の三者での面談は続けられ、Bさんの生活状況を聞いて、合意事項の見直しを行っています。Bさんは学校に通いながら、市の青少年支援の審議会の委員を務めるなど、社会活動にも関わり続け、進路を模索しています。

事例3

事案内容

中学校に通う生徒Cさんからの相談。

同級生からいじめにあっていたCさんは、学校へ状況を話し、相手から謝ってもらいたい気持ちを伝えましたが、「それは必要ない」「いじめはなかった」という趣旨の言葉を言われました。

対応

Cさんと保護者が相談室に来所しました。Cさんは、中学生になるまでずっと仲が良かった同級生から、いじめにあっていることに傷ついていましたが、それよりも、学校から「いじめはなかった」と言われたことを振り返り、「すべてから見放された気持ちになった」と話しました。

学校は、Cさんがいじめと感じた行為について、いじめの事実はなく偶然が重なっただけで、相手側にいじめの意図はなかったと受け取っていました。

委員が、Cさんの気持ちに寄り添う中で伝えたことは、「相手が“いじり”や“ふざけ”と捉える行為であっても、Cさんが苦痛を感じ、Cさんを孤立化させた行為は“いじめ”に該当する」というものでした。Cさんは、委員と何度も話をする中で、一緒に学校へ行き、自分の気持ちを伝える決意をします。Cさんはメモを握りしめながら、「安心して登校できるよう配慮してほしい。明日から頑張ってくるようにと言わないで欲しい。僕は何を頑張ればいいのか。それなら、僕をいじめた相手に、人の悪口を言わないように頑張れと言って欲しい」と伝えました。委員からは、「いじめを捉える事象は小さなものに見えたとしても、いじめは受け止め方の問題。Cさんが心身の苦痛を感じていれば、そこに対する理解と対応が必要。国のいじめの防止等のための基本的な方針に、いじめが起こった後 3ヶ月間、いじめが再発していないかどうか様子を見ていくとある。指針に則り、学校が相手側に継続的に指導し、Cさんが安心して登校できる環境と配慮をお願いしたい」と伝えました。学校からは、Cさんに対し、「しんどい気持ちの中で自分の思いを伝えてくれたことを受け止め、Cさんが安心して過ごせる環境をつくることを約束する」と伝えられました。そして、「何かあったら直ぐに知らせて欲しい。先生のことを信頼して相談してほしい」との発言がありました。

結果

Cさんは「今とても元気です」「毎日楽しいです」と話しています。進級後、たくさんの友達ができたことを伝えてくれました。また、Cさんの味方になって指導を継続してくれる先生が増えたとの報告も受けています。

子どもたちが、自分の気持ちを自分の力で伝えていく『意見表明権』の大切さを強く感じるケースとなりました。

6 みなさんへ伝えたいこと



私たちの活動の基本姿勢 委員長 曾我 智史

子どものための権利擁護委員会の活動をしていると、おとなである自分がある意味、試されていると実感します。

目の前にいるこどもに何らかの言葉を発するとき、ひょっとしたら、「こどもの最善の利益」という名のもとに、自分の考えを押し付けているだけではないかという不安にとらわれるときがあります。

この点、自分の考えの押し付けは、ご法度です。

もちろん、求められれば、考え方を複数述べるときはあります。いずれにせよ、聞く（あるいは聴く）に徹し、共感することが重要です。

また、こどもの声を代弁するときにも、これでよかったかと、私自身が悩むこともあります。私たちの活動は、自身の対人援助の手法が妥当なのか、さらには、自分自身という人間が何者かを振り返るプロセスの連続でもあるのです。

私の役割は、相談に来ているこどもに対して、私が提供できるものをきちんと提供しきることだと思っています。

この活動をしていると、こどもやそれに関係するおとなたちも含めて、いろいろな価値観や捉え方、感じ方に出会います。

私が提供できるものとは、いろいろな考え方や感じ方を言語化し、気持ちの整理のお手伝いをする、言語化したものをどのようにしたら上手く他人に伝えられるかをともに考えることです。そして、こどもには、その気持ちをきちんと伝えることができる場を調整した上で、それを提供することです。



子どもの「気持ち」を探して 副委員長 吉池 毅志

2023年、こども家庭庁が誕生しました。

私たちの国は、「こどもまんなか社会の実現」を目指すことを宣言しています。

子どもが「まんなか」になるには、これまで置いてけぼりにされてきた「こどもの声」を聴くということが、一番大切になると思います。

おとなの私たちは、「相談して」、「なんでも言って」、「聴かせて」と言っただけのもの、「たすけて」と言えない子どもの「気持ち」や、「声」が届かない「おとな側の段差（バリア）」に気づけていなかったのかもしれない。

「声が届いてこないんだ」、「なんにも言ってこないんだ」、「要求ばかりなんだ」といったおとなの声を、子どもたちはどんな風に見つめるでしょう？

「やめてほしいな」、「しんどいな」、「つらいな」、「もたないな」、「すくないな」、「たりないな」、「ほしいな」、「うるさいな」、「こわいな」、「いたいな」、「はずかしいな」、「あわないな」、「でたいな」、「にげたいな」、「だれかきいて」、「だれかなんとかして」・・・

「声」になる前に、「声」にならなかった「気持ち」があると思います。そして、「言ってもだめだろうな」、「言ってもわからないだろうな」、「教えようとするだろうな」、「責められるだろうな」といった、的確な予測があるかもしれません。

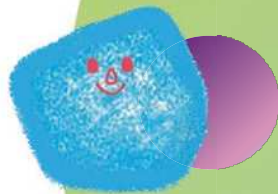
「気持ち」は、「声」にならずに、違う形になったのかもしれない。おなかの痛み、おもらし、止まらないせき、けんか、もっと弱いひとへの嫌がらせ、ぐしゃぐしゃにこわすこと・・・。「声」にならなかった「気持ち」は、様々な形になって飛び出します。

「声」が生まれるために、私たちの委員会は4コママンガを描きました。小さな「気持ち」が「声」になるマンガです。「きみの切り札になる」というメッセージに、子どもからの相談が増えました。けれど、「声」を聴くためできることはまだまだあるはずです。

子どもと出会うとき、「気持ち」を探ることから始めます。嫌なことを話すことの難しさを想像します。「もう、思い出したくない」、「なかったことにしたい」、「あやまってほしい」、「あやまりたい」、「はずかしい」、「しかえししたい」、「もともどしたい」、「かなしかったことをしてほしい」……。一度ふたをした心と出会うとき、おとなとして、できる限りの丁寧さで触れるようにしています。「役に立つことをしよう」の前に、「痛みがこれ以上増えないようしよう」に、集中して向き合っています。

ことばになっていない「気持ち」が「声」になるまで、時間をかけています。そして、形になった「声」を大切にします。聴く側が独立していなければ、役割によって応じることができない「声」が多くあります。委員会が独立していることで「声」を放置しないことが可能になります。「声」に基づいて、委員会は動き出します。「声」が伝わり、「声」がまわりを変えてゆくことを、実感してもらいます。それが「エンパワメント」になります。

「こどもまんなか」の尼崎になるように、いろんな子どもの「気持ち」をさがし、生まれた「声」から力をもらい、社会のまんなかへ届けて行きたいと思えます。



コロナ禍の3年を超えて思うこと 専門委員 幾田 喜憲



先月、私の住む地域の神社の夏祭りがありました。

今年はコロナで3年間取り止めていた山車の巡行があると宮司さんからお聞きしていました。ところが、世話役さんの話では山車を引く子ども達が集まらないで困っているとのこと。こんなことは今までに無かったと、ため息をついておられました。

コロナで、地域の行事に集う楽しみも親子共々薄れてしまったのか、コロナもまだ完全に終息したわけではないため、大勢で集まることへの戸惑いも残っているのかもしれませんが。当日は、何とか少人数で頑張って太鼓をたたいて、山車も無事に地域を回ってくれました。

コロナでマスクをつけることが習慣になりました。

今でも全てで外せるわけではありません。3年間のマスク生活は口を覆っただけでなく、私たちの心も薄く覆ってしまったのではないのでしょうか。他人との接触を避け、会わず、オンラインの方が安全、話し合いも早く便利に済んでしまうような考え方に傾いていきました。

コロナも少し落ち着いた今、大人でも以前のような人間関係やコミュニケーションを作りにくくなっています。成長期の子ども達にとって3年間のマスク生活が、その柔らかな心を覆ってどんな影響を与えてしまったのかと不安になります。

コロナ後の生活では、ともに遊び、ともに考え、相談し合う関係が希薄になっているようです。人と接することを避け、自分だけの世界を作り、その中だけが居場所であるように思い込んでいる子ども達があります。

コミュニケーションを成立させていく力は、すぐに回復するわけではありません。それは子ども達の成長とともに、一歩ずつ、少しずつ上手になって行く能力です。子ども達のこの3年間の空白と停滞を、しっかり大人は見極めてあげる必要があるのでしょう。

コロナ以前の発達年齢からみると少し幼くなった子ども達を、支え励まし、その言葉の回復を待たねばならないと感じます。

子ども達は、メールや電話で当委員会に気持ちを知らせてくれました。悩みながらも時間をかけて、自分の考えを持つように変化する子どもも多くなりました。保護するばかりではなく、子ども自身が持つエネルギーを信じて見守ることで、力を発揮する姿を見せてくれます。私は当委員会の活動を経験しながら、悩み多い世の中でも子ども達は「なかなかやるじゃないか。」と感じることが多くありました。

ともに悩み、考えていける仲間でありたいと思うこの頃です。



相談員 内田 扶喜子

尼崎市に子どものための権利擁護委員会が出来て3年。「子どもの声を聴く」と掲げながら、ちゃんとその訴えを聴けているか、気持ちを汲み取れているか、大人の解決を押し付けていないか、周りの大人や組織の意見に引っ張られていないか、子ども自身の歩みに合わせられているか…と、振り返りながら、秘かに自分のことを「自問自答相談員」と呼んでいる内田です。

わからない時は子ども自身に聴いて、一緒に考えて行きたいと思っています。

相談員 佐々木 裕子

子どもにとって「一番いいこと」は何なのか。その答えを一緒に考え、進んでいくために「子どものための権利擁護委員会」があります。

子どもにはそれぞれの声があり、一人ひとりに違う答えがあります。あなただけの声を聞かせてください。

たとえ小さな声でも、伝えることから始めれば、きっと笑顔の明日へつながります。私たち相談員は、みなさんからの相談を待っています。

相談員 浅田 仁美

日本には赤ちゃんを寝かしつける添い寝の文化があります。

文化が違えば習慣も違い、欧米諸国では、赤ちゃんが一人で眠るためのトレーニングがあります。どちらが良いということではなく、人は生まれてから大人の保護のもと成長していきます。

しかし、欧米諸国のように子どもの自立心を高めるといふ考え方が定着している国では、生まれてから既に個人として尊重されていることが、このことから感じられます。

誰もがかけがえの無い存在であり、誰かに支配されることのない自由な存在であることが、この国でも文化的に浸透していき、当たり前のように自分の言葉を発することができるよう、私も活動に関わっていきたいと思っています。

相談員 井谷 世紀子

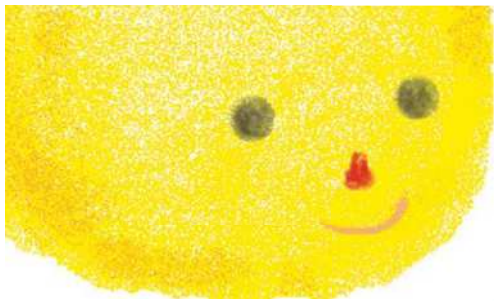
2歳前後に子どもはイヤイヤ期を迎えます。毎日のように泣く子に心身ともに疲れ果てるパパとママが増殖する時期です。脳の前頭前野※が発達することで出てくる「イヤ!」という主張。それを大人が受け止めることで子どもの自己肯定感が高まり、自分のことを自分で決められるようになっていきます。日本では、生まれた時からが権利の主体です。

子どもの権利条約第12条に「子どもの意見の尊重」とありますが、ことばを話せない子どもの権利を守るには受止める大人の力が試されます。大人は善悪や道理など経験的なロジックで判断をしがちですから。ことばにならない表現のなかに子どもの生命力を感じるの、相談員の喜びです。大きく揺れる自由な心に触れると、わくわくドキドキしてしまいます。

その気持ちを表現できるようになるまでじっくりと待ちながら、子どもが自分の中にかくれている力に気づく…その時を一緒に喜べるしごとって、「最高かな」と思っています。

※大脳の最初中枢で精神活動、知能や情緒が主な働きです。





言うて、ええねん



尼崎市内に在住・在勤・市内の学校などの子ども施設に在籍するおおむね18歳までの子どもが対象です。(※保護者等からの相談も受け付けます。相談は無料です。)

■ 電話 0120-968-622(※無料でかけられます。)

■ メール ama-kenriyogo@city.amagasaki.hyogo.jp



■ LINE 友達登録してね。



■ ホームページ (専用フォーム)



■ 直接窓口

所在地:〒661-0974 尼崎市若王寺2-18-5 あまがさき・ひと咲きプラザ内
アマブラリ2階

アクセス:徒歩⇒阪急園田駅から約15分、JR塚口駅から約20分
阪神バス(尼崎市内線11番)⇒阪急園田駅(南)から百合学院下車
JR尼崎駅(北)から百合学院下車



※1 電話と直接窓口の受付時間は、月～土曜日(祝日を除く)
午前10時から午後6時までです。

※2 メール、LINE、専用フォームは24時間受け付けていますが、
回答や対応は、翌日以降になる場合があります。

発行:尼崎市子どものための権利擁護委員会

尼崎市こども青少年局 こども青少年部 こどもの人権擁護担当
電話:06-6409-4723 / FAX:06-6409-4715

